

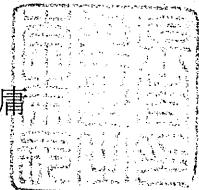
写

別紙様式第2号（第3関係）

平成30年11月30日

奈良市議会議長 東久保 耕也 様

回答者 奈良市長 仲川 元庸



### 文書質問回答票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づく植村佳史議員の文書質問について、次のとおり回答します。

質問事項	生活保護行政について  1. 生活保護費に係る職員の不祥事について
回答内容	生活保護行政について  1. 公金の取り扱いに関しましては、これまで「公金取扱基本マニュアル」に基づいて適切に取り扱うように取り組んできたところではございますが、本年11月21日付で、元保護第二課係長を奈良市民生金庫事業に関する不正行為により免職処分いたしました。 当該元係長は、生活困窮者に対する資金援助を目的として公金外の資金を無利子で貸し出している「奈良市民生金庫」事業を、平成26年4月1日から平成29年3月31日まで保護第二課で担当しておりました。元係長は、平成29年4月1日から担当が別の職員に変更されたにもかかわらず、後任者への引継を怠り、平成29年5月19日まで担当を継続したものであります。 さらに、平成26年4月1日から平成29年6月2日の間に、

当該資金を適切に管理せず、それを私的に使い込み、また、キャッシュカードを利用して預金口座から出金するなどして、合計1,965,079円を着服したことにより、民生金庫の資金運用事務に著しく支障を生じさせたものであります。

さらに、民生金庫の貸付運用状況の報告に関する起案文書の作成に際し、担当していた平成26年度から平成28年度の3年度分に関して、各年度末預金残高が少額であるにもかかわらず、同残高が十分残っているかのように預金通帳の写しを偽造して報告するという、虚偽の公文書を作成したものであります。

また、管理監督責任といたしまして、福祉部長及び保護第一課長を戒告、保護第二課長を減給6月、保護第二課長補佐他計7名を訓告とし、合計10名を処分したものであります。

次に、刑事告訴についてですが、まず、着服につきましては、被害者である民生金庫代表者が、被害額が全額弁済されていること、市が厳正に懲戒処分することで社会的制裁を受けることを考慮し、被害申告はしないとのことです。

また、虚偽有印公文書作成につきましては、平成26年度から平成28年度の3年度分の報告の起案文書に関しまして、虚偽の公文書を3通作成したとして、市を告訴人として、本年11月16日に奈良警察署に刑事告訴したものであります。

今後の再発防止策といたしましては、今回は公金取扱基本マニュアルに記載していなかった公金外の通帳に関する事案であったので、職員が業務上で取り扱う通帳についても適正な管理を行うようルール化していきます。

職員への指導という点に関しましては、これまでにも職員のコンプライアンスについては研修を行っており、新規採用者を対象にした研修においてはカリキュラムに公務員倫理や地方公務員法等の法令に関する課程を取り入れ、また、職員のリーガルマインドの醸成に向けた研修等も実施してまいりました。今後も職員

一人ひとりが公務や公務員の持つ特殊性や重要性、市民の負託に応える必然性や市民の信頼を損なうことが市政推進に与える重大さについての共通認識を持ち、公務員としての自覚を高めるように教育を実施してまいりたいと考えております。

また、今回の事案では、職員の不正が強く疑われる状況にあつたにもかかわらず、それが適切に上司に報告されず、組織として対応できませんでした。そのため、全ての職員が、自らが直接担当する業務ではなくても、様々な市政課題を自分のこととして捉えて行動するよう指導しており、このことにより、風通しの良い組織となるようにしていきたいと考えております。

(担当部局：総務部 人事課)

受理日 30年11月30日

